

第 1 章 総論

第1章 総論

1. 計画策定の趣旨

国においては、昭和56年の「完全参加と平等」をテーマとする「国際障害者年」を契機に、障害者施策のあり方は新たな局面を迎え、平成5年に「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」を策定、さらに同年、それまでの「心身障害者対策基本法」を全面改正し、「障害者基本法」を公布しました。

平成14年12月には、「障害者基本計画」及び「重点施策実施5ヵ年計画」が策定されました。この新しい「障害者基本計画」は、前計画の「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念を継承し、「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現を目指し、社会のバリアフリー化の推進や利用者本位の支援等の基本的な方針を定めました。

平成15年度からは、社会福祉基礎構造改革の一環として、県や市町村が福祉サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定する「措置制度」から、障害のある人自身が希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択できる「支援費制度」が始まりました。

平成16年6月には、障害のある人への差別の禁止の明記などを主な内容とする「障害者基本法」の改正が実施され、同年12月には「発達障害者支援法」が成立しました。

平成18年度には、「障害者自立支援法」が制定され、国連総会において「障害者権利条約」が採択された後、平成19年には同条約に署名を行っており、今後の批准や障害のある人の差別を禁止する法律の制定に向けて動き始めています。

平成22年12月には、利用者負担の見直し、発達障害が「障害者自立支援法」の対象となることの明確化、相談支援体制の強化などが規定された「障害者自立支援法」の改正が行われ、順次施行されています。

平成23年8月には、「障害者基本法」の一部改正が公布されています。

平成24年10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されます。さらに、平成25年8月には内閣府障がい者制度改革推進本部の総合福祉部会の提言を受け、仮称「障害者総合福祉法」が施行される予定で国は準備を進めているなど、障害のある人を取り巻く環境は大きな変化を迎えています。

津山市では、「津山市障害者計画」及び「障害福祉計画（第2期）」の計画満了に伴い、その基本理念である「完全参加と平等」を継承しつつ、次期計画となる「津山市障害者計画」及び「障害福祉計画（第3期）」を策定し、障害者福祉の動向とともに、新たな課題やニーズに対応した施策を推進していく必要があると考えます。

以上のことから、国の「障害者基本計画」及び岡山県の「第2期岡山県障害者計画」との整合を図るとともに、「津山市第4次総合計画」との整合も図りながら「津山市障害者計画」及び「障害福祉計画（第3期）」を策定し、障害者施策を総合的に推進します。

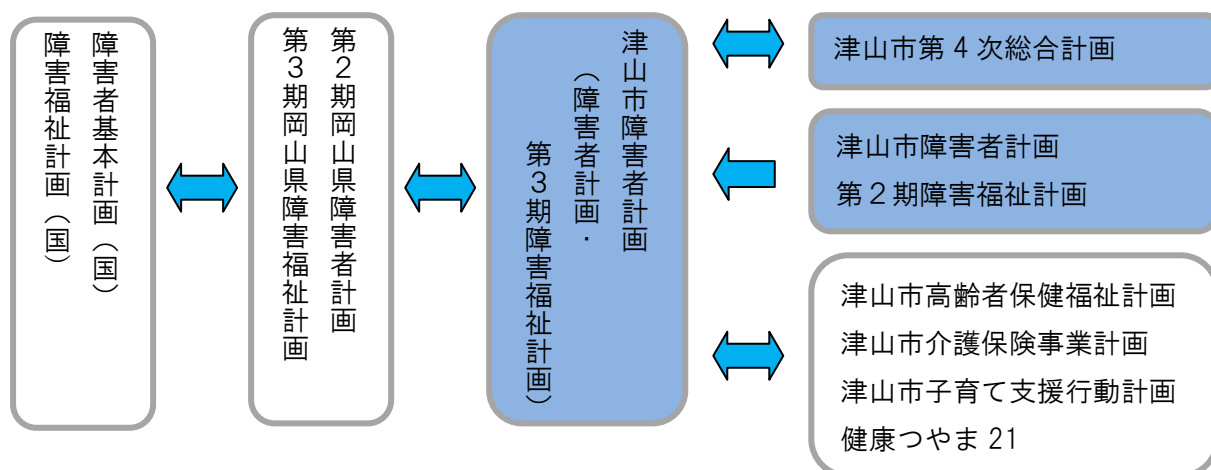
2. 計画の性格と位置づけ

◎この計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に定める、障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「障害者計画」と、「障害者自立支援法」第 88 条に定める「障害福祉計画」とを一体的に策定するものであり、本市における障害者施策を総合的に推進するための基本計画です。

◎この計画は、国の「障害者基本計画」及び岡山県の「第 2 期岡山県障害者計画」を踏まえて策定するものです。

◎この計画は、津山市第 4 次総合計画等との整合を図った計画であるとともに、障害者福祉の推進のためのアンケートの結果を踏まえ、津山市障害者施策推進協議会における協議を重ね、パブリックコメントを行うなど、広く市民の意見を取り入れて策定するものです。

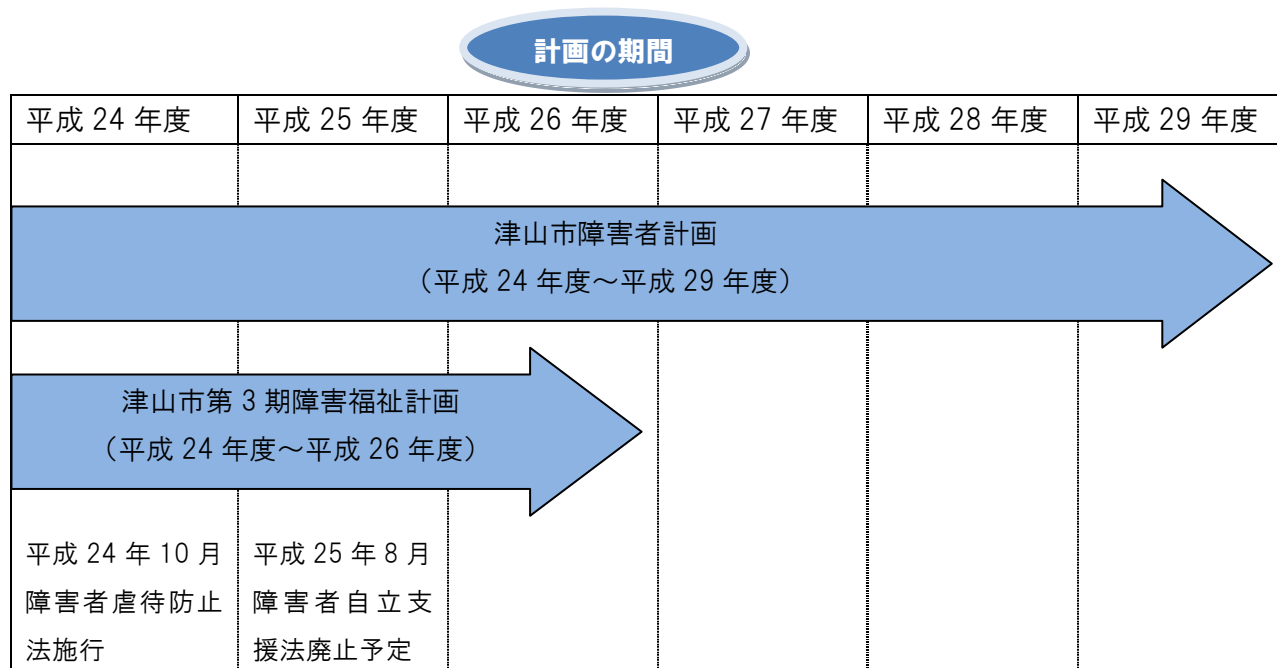
	障害者計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成 23 年 8 月改正法施行)	障害者自立支援法 (平成 22 年 12 月改正法施行)
性格	○障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに障害者の状況等を踏まえた障害者のための施策に関する基本的な計画(障害者基本法第 11 条第 3 項) ○長期的な見通しに立って効果的な障害者施策の展開を図る計画	○各年度における指定障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、見込み量確保のための方策等の計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」及び岡山県の「第 2 期岡山県障害者計画」を踏まえた「津山市第 4 次総合計画」の部門計画	障害者基本計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標を設定



3. 計画の期間

◎障害者計画は、平成24年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とします。

◎障害福祉計画は、平成24年度から平成26年度までを第3期計画期間とします。



*上記期間中、社会経済情勢や法制度の変化等により必要に応じて、部分的変更や、見直しを行います。

4. 計画策定にあたって

(1) 津山市障害者施策推進協議会の設置

本計画の策定にあたっては、津山市障害者施策推進協議会を設置し、障害のある人、障害のある人の団体、障害福祉サービス事業者、学識経験者、福祉・医療・雇用・教育関係機関、その他関係団体から幅広く専門的な意見を聴取する体制を整えました。

(2) 津山地域自立支援協議会

本計画の策定にあたっては、津山地域自立支援協議会構成員である、障害のある人、障害のある人の団体、障害福祉サービス事業者、支援団体、福祉・医療・雇用・教育関係機関、その他関係団体から幅広く専門的な意見を聴取しました。

(3) アンケート調査の実施

平成24年度からの障害者施策の方向性を示す新たな津山市障害者計画を策定するため、津山市の障害のある人の現状やニーズを整理し、計画策定の基礎資料とすることを目的とし、障害者福祉の推進のためのアンケートを実施しました。

◎アンケート調査 概要

調査設計	○調査地域	：	津山市全域
	○調査対象	：	市内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、児童デイサービス利用者（無作為抽出）
	○調査方法	：	郵送送付 及び 郵送回収
	○調査期間	：	平成 23 年 8 月 15 日～8 月 31 日
回収状況	○調査数	：	1,980
	○回収数	：	893（回収率 45.1％）
調査項目	○住居の状況等について ○昼間の過ごし方等について ○福祉サービス等について ○情報収集等について ○外出の状況等について ○社会参加等について ○健康状態・医療等について ○災害時等について ○悩みや相談等について ○今後の取り組み等について ○自由記述意見		

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたって、広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメントの募集を行いました。

◎パブリックコメント 概要

公表方法	市ホームページ、市役所（各支所を含む）、神南備園、市立図書館		
募集期間	平成 23 年 12 月 27 日～平成 24 年 1 月 23 日		
回収方法	郵送、ファクシミリ、電子メール、持参 意見数 16 （提出者数 3 人 1 団体）		
意見内訳	計画に関係あるもの	計 12 件	計画に関係ないもの
	第 1 章 総論	1 件	4 件
	第 2 章 障害のある人の現状と課題	2 件	
	第 3 章 計画の考え方	0 件	
	第 4 章 計画の取り組み	3 件	
	第 5 章 平成 26 年度の数値目標	0 件	
	第 6 章 各サービスの見込量及び確保方策	1 件	
	第 7 章 計画の推進	0 件	
	具体的な記載のないもの	5 件	